

令和7年(2025年)2月17日

報道機関各位

保健福祉部臨時特別給付金担当

函館市低所得世帯臨時特別給付金（令和6年度住民税非課税世帯3万円給付金および子ども加算）に係る支給のお知らせ（通知はがき）等の送付について

このことについて、下記のとおりお知らせしますので、取材・報道方、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 支給のお知らせ（通知はがき）等の送付および申請手続き
  - (1) 支給方式が別紙の「プッシュ型」に該当する世帯 [約45,000世帯]  
口座振込により給付金の支給を知らせるはがきを令和7年2月17日（月）に郵送しました。（申請手続き不要）  
なお、振込口座の変更を希望する方や受給を辞退する方は、通知はがきに記載されている期日までにコールセンターへの連絡が必要となります。
  - (2) 支給方式が別紙の「確認書または申請書」に該当する世帯 [約7,000世帯]  
確認書およびオンライン申請用二次元コード（令和6年1月2日以降に函館市に転入した方がいる世帯等にあつては申請書）を令和7年3月7日（金）に郵送する予定です。  
内容を確認のうえ、申請期限までに確認書（申請書）を返送するか、オンライン申請（確認書および添付書類の返送不要）を行うこととなります。
- 2 函館市低所得世帯臨時特別給付金の概要
  - (1) 事業目的  
国の総合経済対策に基づき、特に物価高の影響を受ける住民税非課税世帯に対し、給付金を支給します。
  - (2) 支給対象世帯

次のア～ウの要件をすべて満たす世帯

ア 基準日（令和6年12月13日）時点で函館市に住民登録がある。

イ 世帯全員が令和6年度において住民税均等割が非課税である。

ウ 世帯全員が、住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない。

※1 以下のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- ・ 世帯に住民税均等割が課税となる所得があるにも関わらず、未申告の方がいる。

- ・ 世帯に租税条約によって住民税の課税を免除された方がいる。

※2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも対象となる可能性がありますので、コールセンターまでお問合せください。

(3) 支給額

1世帯当たり3万円

なお、世帯に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる場合は、「こども加算」として児童1人当たり2万円を加算

(4) 支給方式等

別紙のとおり

(5) お問い合わせ

函館市臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-433-155（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

別紙

支給方式	プッシュ型	確認書または申請書
対象世帯	<p>支給対象と見込まれる下記 ①または②に該当する世帯</p> <p>① 令和6年1月以降に函館市から低所得世帯を対象とした臨時特別給付金を世帯主への口座振込により受給した世帯</p> <p>② 国（デジタル庁）へ世帯主の公金受取口座を登録している世帯</p>	<p>支給世帯と見込まれる左記 ①②のいずれにも該当しない世帯</p>
送付書類	<p>口座振込による支給のお知らせ（通知はがき）</p>	<p>確認書または申請書</p> <p>※ 令和6年1月2日以降に函館市に転入した方がいる場合等は申請書を送付します。</p>
書類発送時期	<p>令和7年2月17日（月）</p>	<p>令和7年3月7日（金）予定</p>
申請方法	<p>原則，申請不要</p> <p>※ 振込口座の変更を希望する方や受給を辞退する方は，通知はがきに記載している期日までにコールセンターへ連絡してください。</p>	<p>申請書類を返信用封筒に入れ，郵送</p> <p>※ 確認書が送付された方は，同封する書類にオンライン申請用二次元コードが記載されており，オンラインによる申請（確認書および添付書類の返送不要）も可能です。</p>
支給時期	<p>令和7年3月10日（月）予定</p>	<p>申請受付後，約3週間程度</p> <p>※ 受付状況等により，支給が前後する場合があります。</p> <p><b>【申請期限】</b> 令和7年7月31日（木） 消印有効</p> <p>※ 期限までに申請がない場合，本給付金の受給を辞退したものとみなします。</p>